

第5期嬉野市農業委員会  
第7回定例総会議事録

平成31年2月4日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第7回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	下宿二本桜 田を嵩上げし畑に転換	H31.02.04	了 承
報告第2号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	下宿第八区画整理 農業用倉庫	H31.02.04	了 承
	2	岩屋川内鏡山 農業用倉庫	H31.02.04	了 承
報告第3号		農地法第4条の規定による許可申請の取下げ願いについて		
	1	大草野多々良 太陽光発電設備設置	H31.02.04	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間後山 賃借権	H31.02.04	承 認
	2	下宿五本松 賃借権	H31.02.04	承 認
	3	久間一本谷 外1筆 使用貸借権	H31.02.04	承 認
	4	馬場下関東二 外1筆 賃借権	H31.02.04	承 認
	5	久間黒木 外5筆 使用貸借権	H31.02.04	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～11	久間椿 外30筆 賃借権・使用貸借権	H31.02.04	承 認
	嬉1～4	下宿二本松 外3筆 賃借権	H31.02.04	承 認
		利用権移転・転貸		
	塩1～5	谷所二本椿 外9筆 賃借権	H31.02.04	承 認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	馬場下関東二 売買	H31.02.04	許 可
	2	岩屋川内原ノ前 贈与	H31.02.04	許 可
	3	久間黒木 外12筆 生前一括贈与	H31.02.04	許 可

議案第4号		農地法第4条申請の許可について		
	1	久間後山 植林	H31.02.04	承認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について		
	1	真崎一本松 外1筆 一般住宅	H31.02.04	承認
	2	下野二本松 宅地拡張(通路)	H31.02.04	承認
	3	下宿山ノ成 外1筆 一般住宅及び通路	H31.02.04	承認
	4	下宿第七区画整理 薬局建設	H31.02.04	承認
	5	岩屋川内泉水 太陽光発電設備設置	H31.02.04	県に協議

第5期嬉野市農業委員会第7回定例総会議事録

- 1 招集年月日 平成31年2月4日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 2月4日 午後1時30分 議長 川内 利光  
及び宣告 閉会 2月4日 午後3時00分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開  
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	憲章朗読
1	池田博幸	出		8	峰正己	出	
2	馬場みどり	出	事前審査班長	9	中島文二郎	出	
3	森和義	出	議事録署名	10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	出	議事録署名	11	山口安則	出	
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	白石伸之	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課主任	納富作男

## 6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地等形状変更届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願いについて
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

## 7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 総会開会前に、議案書の訂正を1件お願いします。

議案書27ページ、議案第5号整理番号3番については、再度精査を行いました、申請地の一部が農振農用地であることが判明しましたので、申請者に説明の上、差し戻しました。削除をお願いします。

審議事項につきましては、整理番号4番を3番とし、整理番号5番、6番を、それぞれ1番ずつ繰り上げさせていただきます。

それでは、定刻になりました。

本日は、全員出席であります。定足数に達しておりますので、川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号7番原田委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和

御着席ください。

議長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第7回定例総会を開会いた

します。本日、議題としますのは、報告3件と議案5件で、審議事項は38件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号3番森和義委員と4番西田昭義委員を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、報告第1号 農地等形状変更届出についてです。

整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。届出人は、今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本桜〇〇〇番〇。地目は田 面積は489㎡です。理由は、段差をなくし、作業をしやすくするため、田の嵩上げをしたいということです。東は雑種地、西は田、南は畑、北は道路です。図面は2ページと3ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議長 この件について、植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

地域担当 隣の田と段差をなくして、作業をしやすいようにということとなっております。用水路もですね。排水路も問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、1月31日に第2班で実施した事前審査の結果について、馬場班長、報告を、よろしくお願いいたします。

班長 ここはですね。ちょうどあそこだけ、写真のところにくぼみが、そこだけくぼんでますので、水たまりみたいになってますので、植松委員さんが言われたとおり、別に言うことはないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承です。

続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてです。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書4ページ、整理番号1番です。届出人は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野第八区画整理〇〇〇番〇。地目は畑、面積は186㎡のうち28㎡です。用途目的は、農業用倉庫です。東、西は宅地 北、南は道路です。図面は5ページと6ページ、写真は2番を御覧ください。以上です。

議長 この件について、植松委員、説明をお願いいたします。

地域委員 写真を見てもらえたら分かると思いますが、ちょうど倉庫が建っておりまして、向こう側が広がっておりまして、市道が広がるということで、ちょうど今、修理にかかってですね。約3分の1ぐらい、倉庫が買収にかかると思います。で、その代替えとしてですね。自分の所のすぐ隣の畑を転用したいということです。よろしく願います。

議 長 続きます、事前審査の結果について、馬場班長、報告をお願いいたします。  
班 長 特に、言うことはないと思います。よろしく願います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承です。

続きます、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2です。届出人は、皿屋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内鏡山〇〇〇番〇。地目は畑 面積は8416㎡のうち33.12㎡です。用途目的は、農業用倉庫です。東は畑、西は田、南は道路 北は田です。図面は7ページと8ページ、写真は3番を御覧ください。以上です。

議 長 この件について、杉崎委員、地域担当委員としての説明をお願いします。

地域委員 今、実際、あの、その農業倉庫が建ってましたけど、老朽化に伴って、もうこの間行った時も、床なんか、もうぼこぼこして、ちょっとした状態でしたので、それをまた建て直すっちゃうことで、1mばかり、周りですかね。ちょっと広くするっていうことでした。別に問題ないと思います。以上です。

議 長 続きます、事前審査の結果について、馬場班長、よろしく願います。

班 長 周りも自分の家の、〇〇さんとの、お茶畑ですので、特別問題ないと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですね。この案件は、報告事項です。了承する委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、整理番号2番については、全員了承です。

次に、報告第3号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げ願いについてです。整理番号1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書9ページ、整理番号1番です。この案件につきましては、平成30年4月2日開催の第34回総会において、議案第4号整理番号4番として審議の結果、許可相当と決定されたものであります。今回の取下げの事由は、太陽光パネルを設置する用途目的で4条申請をしたが、太陽光パネルの設置業者との取引の中で、売電単価も下がり初期費用の回収ができなくなると判断し、設置を取りやめることとなったため、許可申請を取下げたいということです。図面につきましては10ページと11ページを御覧ください。以上です。

議長 この件について、西田委員、説明、意見はありませんか。

担当委員 私も、今初めて知ったところですがけれども、そもそもここは、田ってあったものの遊休農地で、ちょっとどうしようもないような所で、太陽光にさせていただくといいなあ、と思っておった所で、そいぎ、自分自身がもう太陽光って、自分がするような形で、これ、自動車屋さんなんですけれども、それで採算が合わんやっただけでしょうね。よろしくをお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですね。この案件は報告事項です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、農地法第4条の規定による許可申請の取下げ願いについて、整理番号1番については、全員了承です。

それでは、議案第1号農用地利用集積計画の解約についてを議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページ、整理番号1番です。貸付人は、光武の〇〇〇〇様、借受人は、冬野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間後山〇〇〇番、地目は田面積は1,100㎡。利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成28年11月1日から平成31年10月31日までです。小作料は、反当たり米27kg、年30kg。解約理由は、隣接農地の転用により、排水不良となったためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です。貸付人は、下宿の〇〇〇〇様、借受人は、同じく下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿五本松〇〇〇番〇。地目は田、面積は1,630㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成29年3月1日から平成34年2月28日までです。小作料は、反当たり9,000円、年14,670円。解約理由は、借受人を変えて、再契約をするためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員 「[異議なし]」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定をしました。

次に、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3番です。貸付人は、南下久間の〇〇〇〇様、借受人は、同じく南下久間の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間一本谷〇〇〇番、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で2,158㎡。利用権区分は使用賃借権で、目的は米です。期間は平成23年11月10日から平成43年11月9日までです。解約理由は、借受人が兼業農家で人手不足のため借手を変えて、再契約をするためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

2 番 貸付人と借受人は、親子ですか。

事務局 はい。親子間で、農地法3条の経営移譲年金をされている方の解約になります。

議 長 他にありませんか。

委 員 「[異議なし]」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号4番です。貸付人は、畦川内の〇〇〇〇様、借受人は、同じく畦川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下関東二〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で1,758㎡。利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成29年8月8日から平成33年8月7日までです。小作料は、反当たり米34kg、年60kg。解約理由は、借受人に、乙2790番の田をあっせんで、甲3178番1の田を農地法第3条の規定によって所有権移転するためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員 「[異議なし]」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号4番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号5番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書13ページ、整理番号5番です。貸付人は、三ヶ崎の〇〇〇〇様、借受人は、牛間田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間黒木〇〇〇番、外5筆。地目は6筆とも田、面積は合計で6,412㎡。利用権区分は使用賃借権で、目的は米です。期間は平成26年12月1日から平成36年11月30日までです。解約理由は、生前一括贈与による所有権移転のためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員 「[異議なし]」と呼ぶ者あり

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、整理番号5番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。

それでは、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題とします。皆さんに、お諮りします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から11番までについてを一括審議したいと思えます。異議ありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 はい、異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から11番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農林課 別添の表1ページ目と2ページ目を御覧ください。利用権設定塩田町の分整理番号1番から11番まででございます。貸し手人は、北下久間の〇〇〇〇様、外9名。借り手人は、冬野の〇〇〇〇様、外8名様です。所在地は、大字久間椿〇〇〇番1、外30筆。地目は全筆とも田、面積は合計で25,161㎡です。利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から10年で、再設定と新規です。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、塩田町の分整理番号1番から11番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から11番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定塩田町の分整理番号1番から11番までについては、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、利用権設定嬉野町の分です。嬉野町の分整理番号1番の案件については、〇〇委員が借り手人となっておりますので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室をお願いします。

(植松委員退室)

それでは、整理番号1番について農林課の説明をお願いいたします。

農林課 別添の表3ページを、お願いいたします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番です。貸し手人は、鍋野の〇〇〇〇様、借り手人は、今寺の〇〇〇〇様です。所

在地は、大字下宿二本松〇〇〇番。地目は田、面積は542㎡。利用権は賃借権、期間は5年で、新規でございます。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしていますので、よろしくお願いいたします。

**議長** それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

**議長** 無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

**議長** 異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに決定をいたしました。〇〇委員に、入室するように、事務局伝えてください。

(〇〇委員入室・着席)

審議を続けます。皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号2番から4番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

**議長** はい、異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号2番から4番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農林課 利用権設定嬉野町の分整理番号2番から4番まででございます。貸し手人は、下宿の〇〇〇〇様、外2名様です。借り手人は、同じく下宿の〇〇〇〇様、外1名様です。所在地は、大字下宿五本松〇〇〇番〇、外2筆。地目は3筆とも田、面積は合計で2,621㎡です。3件とも、利用権は賃借権です。期間は5年で、再設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしていますので、よろしくお願いいたします。

**議長** それでは、嬉野町の分整理番号2番から4番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

**議長** 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号2番から4番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町の分整理番号2番から4番までについては、原案どおり承認することに決定をいたしました。

次に、利用権移転・転貸塩田町の方です。皆さんに、お諮りします。利用権移転・転貸塩田町の方整理番号1番から5番までについて、一括審議をしたいと思っています。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権移転・転貸の塩田町の方整理番号1番から5番までについて、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表4ページ目をお願いいたします。利用権移転・転貸塩田町の方整理番号1番から5番までです。貸し手人は、石垣上の〇〇〇〇様、外4名様。借り手人は、〇〇〇〇様です。所在地は、大字谷所二本椿〇〇〇番〇、外9筆。地目は10筆とも田、面積は合計で20,523㎡。利用権は賃借権、期間は移転前の残存期間であります2年から4年11月で、移転期日は平成31年の1月1日です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしていますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

利用権移転・転貸塩田町の方整理番号1番から5番までについて、質疑を行います。質問、意見はありませんでしょうか。

4 番

転貸という言葉が初めてやもんね。これは、親子関係やなかですか。そいぎ、〇〇さんが利用権設定しとったを、息子に譲るだけの話しよね。

農 林 課

そうです。期間の途中ですけど、息子さんにですね、要するに、経営主を任せるっちゅうことで、してます。

4 番

期間の途中でも、できるということね。

農 林 課

他人の場合は、解約してからとなりますが、親子間の場合は、この方法が良いかと、採用しました。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権移転・転貸塩田町の方整理番号1番から5番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、利用権移転・転貸塩田町の方整理番号1番から5番までについては、原案どおり承認す

ることに決定をいたしました。

次に、議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可についてを、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書14ページ、整理番号1番、売買による所有権の移転です。譲渡人は、畦川内の〇〇〇〇様です。譲受人は、同じく畦川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下関東二〇〇〇番〇。地目は田、面積はで233㎡。譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は16ページと17ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号1番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です、贈与による所有権の移転です。譲渡人は、井手川内の〇〇〇〇様です。譲受人は、同じく井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内原ノ前〇〇〇番〇。地目は田、面積はで1,633㎡。譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は18ページと19ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3番です。生前一括贈与による所有権の移転です。譲渡人は、三ヶ崎

の〇〇〇〇様、譲受人は、牛間田の〇〇〇〇様です。所在地は、15ページ、別紙①を御覧ください。大字久間黒木〇〇〇番、外12筆。地目は6筆が田、7筆が畑。面積は合計で7,280㎡、内訳は田が6,412㎡、畑が868㎡です。図面は20ページから23ページを御覧ください。以上です。

**議長** それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長** 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議長** 異議なしと認めます。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号3番については、原案どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書24ページ、整理番号1番です。始末書付きの案件です。始末書によりますと、平成18年から23年頃に植林をしてしまいました。ということで、提出を受けております。申請人は、鍋野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間後山〇〇〇番〇。地目は畑、面積は4,018㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、植林。事由は、申請地は、休耕地である。みかん畑でイノシシ等の被害もあり、今後の農地としての維持管理も困難なため、植林として転用したいということです。東は山林、西は道路、ため池、南はため池、北は道路、山林です。図面は25ページと26ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

**議長** 中島委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いいたします。

地域担当 中島です。申請地はですね。20数年前まではですね。みかんの栽培をしていたということで、その後ですね。本人さんも高齢になって、まあ、みかんを作れなくなったということで、休耕地になってですね。イノシシ等もあってですね。植林したということで、今回始末書を付けて、植林という申し出がっております。よろしく申し上げます。

**議長** それでは、1月31日に第2班で実施いたしました事前審査について、馬場班長、審査結果の報告をお願いします。

班長 最初は、防風林のためにヒノキとか、くぎの木を植えたそうですけれども、20年たって、こんな大きくなったということで、どうぞ、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第4号農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書27ページ、整理番号1番です。譲渡人は、真崎の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく真崎の〇〇〇〇様です。所在地は、大字真崎一本松〇〇〇番、外1筆。地目は畑と田、面積は合計で428㎡です。農地区分は、第1種農地。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、休耕地である。現在実家で夫・子どもと共に、両親・祖母と同居しているが、実家の隣接地である当該地に新しく住居を建設するため転用したいということです。東は宅地、雑種地、西は水路、南は道路、北は水路です。この契約は、実の親子間での贈与です。図面は29ページと30ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議長 馬場委員、地域担当委員としての説明をお願いします。

地域担当・班長 ここは、場所的には大変いい場所で、最適な住宅にするのは最適です。田と畑ですね。子どもさんも同居してらっしゃいますけど、隣が休耕地になっておりますので、そこに住宅を建てたいということです。ただ、道より、こっちの田、畑の方が高いのでですね。道の境を出して、そこにU字溝か、なんかはめて、ちゃんと排水が、水路が通ってますので、そっちの方に流すようにと言われました。特別、それを省いたら、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です。譲渡人は、下野の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく下野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野二本松〇〇〇番〇。地目は畑、面積は53㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、宅地拡張、通路です。事由は、申請地は、現在休耕地である。現在、居住地への侵入路が狭いため、宅地への通路として転用したいということです。東は里道、畑、西は畑、南は道路、北は宅地です。この契約は、交換です。遠い過去に、〇〇さんの宅地の一部と〇〇さんの農地下野〇〇〇番地〇とを交換するということであったが、名義が変わっていなかったため、当時の交換は未成立状態であった。改めて、今回の申請地をもって交換をするということです。図面は31ページと32ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議長 植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当 申請地はですね。休耕地の先にありまして、通路が狭くて、そこに入るための、宅地に入るための通路を拡張したいということですね、申請です。排水路とかですね。そういった水の管理もですね。考慮されてるようでございますので、どうぞ、よろしくをお願いします。

議長 馬場班長、事前調査の結果について、説明をお願いします。

班長 問題ないと思います。よろしく、お願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「[異議なし]」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号3番について、説明をお願いします。

事務局 整理番号3番です。譲渡人は、内野内野山の〇〇〇〇様、〇〇〇〇様、譲受人は、同じく内野内野山の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿山ノ成〇〇〇番〇、外1筆。地目は2筆とも畑、面積は合計で576㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、一般住宅及び通路。事由は、申請地は、耕作をされていた農地であるが、居住地で住居改築を計画していたところ、居住地は土砂災害危険区域であるということから、申請地に移転新築するため、

一般住宅及び通路として転用したいということです。東は道路、畑、西は畑、南は道路、北は畑です。売買価格は、反当たり2,604,167円、全体で1,500,000円です。図面は35ページと36ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議 長

山口委員、担当委員としての説明をお願いします。

地域担当

今、事務局の方が説明されたとおりであります。あと、別に生活用水路関係は、えっと、通路を掘り下げて、そこにU字溝をはめて使用されるとのことでした。どうか、よろしく願いいたします。

議 長

馬場班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

班 長

自宅が、ずっと登って行った、上の方にありますけれども、今使用されてる道がですね、農道で、住宅の方に行き着くには、使ったらいけないということで、2本のお茶の木の、ここを道にして、上の方に宅地が、住宅ができるそうです。この道の下にパイプを通して排水をするそうですので、特別問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書28ページ、整理番号4番です。譲渡人は、温泉3区の〇〇〇〇様、譲受人は、長崎市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七土地区画整理〇〇〇番〇。地目は畑、面積は301㎡です。農地区分は、第3種農地。用途目的は、薬局建設。事由は、申請地は、休耕地であり後継者もなく、今後の農地の維持・管理も困難である。用途地域でもあり、病院・スーパー等も近く、利便性及び住環境に恵まれている当該地に薬局を建設するため転用したいということです。東、西、南は宅地、北は道路です。売買価格は、反当たり42,348,837円、全体で12,747,000円です。図面は37ページと38ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。

議 長

山口委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 はい。場所は、ドラモリの横で、第一生命の裏になります。区画整理区域内なので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 馬場班長、事前調査の結果について、報告をお願いします。

班長 ここは、薬局だけ聞いたら、大丈夫やろかと思ったけど、隣にも病院が建つそうです。よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定をいたしました。

続きまして、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番です。譲渡人は、大野原の〇〇〇〇様、譲受人は、佐賀市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内泉水〇〇〇番〇地目は畑、面積は783㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在休耕地である。今後も耕作の予定がないので、土地の有効活用のため太陽光発電設備として転用したいということです。東は田、西は雑種地、南は畑、田、北は原野です。売買価格は、反当たり1,085,568円、全体で850,000円です。図面は39ページと40ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議長 杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 はい。今、事務局から説明がありましたとおりです。別紙に2つ書類がありますが、あの、これを見てもらったと思いますけど、そういう内容付きの物件があります。あの詳しく、担当の、大野原の〇〇さんの方が詳しいと思いますので、一言、補佐をよろしくお願いします。

議長 池田明雄推進委員、発言をお願いします。

推進委員 一応、許可の認印を、ちゅうことで、一応〇〇〇〇さんの方が、割にしていたんですけども、えっと最初の太陽光をつけるときに、境の所で、ちょっとトラブルがありまして、その〇〇さんちゅう人が〇〇〇〇に対しては、その承諾書の印鑑を押さないという形で、一応、今のところは言われております。

議長 馬場班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 これ、今からこういう例が出てきたらですよ。どうしたらいいか、ちょっと迷いましたけど。皆さまの意見をお願いしたいと思います。作ってはいいけど、判は押さないということやったら、ちょっと〇〇〇〇さんの方もですね。そがままでして、そこに作りたかとやろうかね、こっちは思うですけどね。よろしく願いします。

議 長 それでは、質疑を行ないます。現場でも、大分、いろいろ議論をしたんですよ。まあ、皆さんの意見を聞きたいと思います。質問、意見はありませんか。

9 番 意見、よかですか。

議 長 はい。

9 番 今、作ってもいいけど、印鑑は、打たんって、承諾書に押さんってことですか。

班 長 あの、太陽光をしていいけど、この印鑑は押さんということですよ。

9 番 事務局に聞きたかばってん。それでもよかわけですか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 御存知のように転用は、県知事の許認可権であります。農業委員の皆さんが御審議いただいているのは、地元農業委員会として、県知事宛てに提出された申請書類と現地状況を審査して、その内容について、県知事に嬉野市農業委員会の意見を付して、申請書類を送致する副申のための審議です。申請書類には様々な必要書類を添付するよう定められていますが、同意書・承諾書は許可を受けるために備えるべきものとは定められていません。今回の件は、今日午前中に〇〇さんからお電話をいただきまして、以前にあった太陽光発電設備設置の際に、〇〇〇〇から〇〇さんが承諾を求められたとき、外の隣接者は同意しているのに、あなただけ押印してくれず、事業が進められなかったときの責任をどう取ってくれるのか、というような趣旨の言葉を言われ、〇〇さんは、脅しに近い感覚で受け止められて、周りの地元の方に相談して、納得いかないが、お手元に配付の写真を御覧いただくと、この写真の真ん中に辺りに太陽光を設置するというので、その農地の右側にピンク色で表示されている農地との境に水路があった。近隣の農業者の方々が共同で管理していた水路が存在したそうなんです、それを、ちゃんと整備してくれ。と、これを要件として承諾印を押す約束をしたそうです。ところが、いまだに水路は整備されずにいることが、信用できない。だから、反対はしないけれど、いい加減な約束しかできないような業者に、自分も同意したという証拠を残したくない。ということで、判は押さないと主張なさってました。

9 番 その約束は、農業委員会としても、把握しとったとですか。当時、水路を作るという、何か残っとるわけですか。

事務局 書面としてはありません。水路も図面上に載っているものではありませんので、当時において、業者と〇〇さんが話し合われての承諾の要件だったということだそうです。

4 番 〇〇〇〇という会社は、境の諍い。過去2回始末書付きで上がったですもんね。前回、その時、前の委員さんたちが腹かいて2回以上始末書せんばならんごたつき、ここに来て説明させろ。っていうのがこの業者さんやったですもんね。今回も取下げになった案件も始末書付き申請でしょ。やっぱい、業者の土地の所有者に対する話の持って行き方が、やり方が十分じゃなかったのが、こういうふうな原因になったとやなかかと感じているんですが。今回ののは取下げられて、中身は分らないですけど。

事務局 議長、暫時休憩をお願いします。

議長 暫時休憩します。

(議長と事務局長協議)

議長 それでは、再開します。

3 番 はい、よかですか。

議長 どうぞ。

3 番 農業委員会としては、やはり基本的には、同意書を基にして、許可を下していくのが筋目だと思います。だから、なくてもいいですとは、我々農業委員会としては通らんところがあります。やっぱり、基本的には同意書をいただかんと、私個人としては、許可は下ろされんとではなかかと思えます。

事務局 不許可相当との審査結果には、許可基準に基づく不許可の理由を意見として申し添えて副申しなければなりません。

9 番 ちょっと難しか問題委やけん保留して、今回は県に上げないということはないか。

4 番 農業委員会としては、同意書を必ず取って出すように指導してるわけですよ。農業委員会としては、書類の不備っちゅうことですよね。

事務局 農業委員会としては、同意書の提出は重要な判断基準に、今までもなさってきています。

4 番 法律上問題なくても、農業委員会としては地元の同意が一番大切かと考えると。今回ののが前例になって、同意書に不備があってもよかというは、これから先、大変なことにならんかと心配します。

3 番 もし許可後にもめ事が起きたら、その問題をここに、農業委員会に持ってこんですか。

4 番 我々が白黒判断するのは、非常にきついと考えます。

3 番 県に判断してもらいましょう。

議 長 他にありませんか。

委 員 「[異議なし]」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、この案件については、佐賀県知事に協議するというので、よろしいでしょうか。異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。

議案第5号農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号5番については、佐賀県知事に協議することとして、申請書類を進達することに決定しました。

事務局 採決後に申し訳ありません。確認を、一つさせてください。事前審査等において、本件申請内容による転用は、隣接農地の営農に支障があるか、ないかの判断は、いかがだったのか、この判断に関する意見は、どんな形であれ必須でありますので、現地での事前審査の判断を教えてくださいませんか。

議 長 私も現地を見ましたが、隣接農地への影響はないと思いました。班長。

班 長 隣接農地への影響はないと思います。

事務局 ありがとうございます。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第7回定例総会を閉会します。

( 午後3時00分 閉会 )

